

インボイス制度の概要

平成28年度の税制改正で導入されることとなっている「適格請求書等保存方式」に伴う「適格請求書発行事業者」の登録申請が本年10月1日から提出可能となります。

そこで、今回は、この「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）について解説します。

◎ そもそも「インボイス制度」って何？

「インボイス」とは、「適用税率や税額の記載を義務付けた請求書」のことで、「インボイス制度」は、この「記載義務を満した請求書」に基づいて消費税額を計算し、納付しようという制度です。

◎ 何故、インボイス制度が必要なのです？

平成28年度の税制改正において、令和元年10月1日から消費税率がそれまでの8%から10%に引き上げられました。

また、これと同時に、10%への税率引き上げに伴い、消費税の軽減税率制度が導入され、一部の品目（軽減税率対象品目）は8%のままとすることとなり、これまでの単一税率から複数税率になりました。

そのため、商品等を購入した事業者が、この商品等に課税されている消費税率が10%なのか8%なのかを明確に知る必要があり、それを可能にするために導入されることとなったのが「インボイス制度」です。

◎ これまでと何が変わるのです？

複数税率導入前までは、事業者が仕入税額控除の適用を受けるために求められていたのは、帳簿及び請求書等の保存（請求書等保存方式）でした。令和元年10月1日より導入された「軽減税率」に伴って、消費税率8%と10%の複数の税率が存在することになり、購入商品のうち消費税率8%対象品目、10%対象品目それぞれの合計金額と消費税額を請求書やレシートに記載することが必要となり、請求書としての基本情報である発行側の企業名や氏名、取引年月日、内訳、金額、宛名はもちろんのこと、新たに「軽減税率対象商品の旨」「税率ごとに対価した額」を記載した請求書の保存（区分記載請求書等保存方式）が必要となりました。

さらに、令和5年10月1日以降は、さらに、前記の「区分記載請求書等保存方式」の記載項目に加え「税率毎に区分した対価の合計額とその税率」及び「税率毎に区分して合計した消費税額」の2項目を追加した請求書の保存（適格請求書等保存方式）が義務付けられることとなりました。

下記の表は、それぞれの方式の違いを表したものです。

請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式
<ul style="list-style-type: none">・ 発行者の氏名又は名称・ 取引年月日・ 内訳・ 金額・ 受領者の氏名又は名称	<ul style="list-style-type: none">・ 発行者の氏名又は名称・ 取引年月日・ 内訳・ 金額・ 受領者の氏名又は名称・ 軽減税率適用の表記・ 適用税率ごとの区分表記	<ul style="list-style-type: none">・ 発行者の氏名又は名称・ 取引年月日・ 内訳・ 金額・ 受領者の氏名又は名称・ 軽減税率適用の表記・ 適用税率ごとの区分表記・ 適用税率・ 適用税率ごとに区分して合計した消費税額・ インボイスの登録番号

また、課税仕入に係る消費税額の計算においても、インボイス制度導入前においては、課税仕入に係る支払対価の額に110分の7.8（軽減税率の対象となる場合は108分の6.24）を乗じて算出した金額とされていましたが、インボイス制度導入後においては、仕入税額控除の適用を受ける課税仕入に係る消費税額は、適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に基づき計算した金額その他の政令で定めるところにより計算した金額とされ、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）から行った課税仕入は、原則として仕入税額控除の適用を受けることができないこととなります。

◎ 何か手続きが必要な？

適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

適格請求書発行事業者となるためには、税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録番号の通知を受けなければなりません。

登録申請書の受付が、令和3年10月1日から開始されます。

なお、インボイス制度が始まる令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となるためには、令和5年3月31日までに登録申請書を税務署に提出しなければなりません。

◎ 手続きする際に留意すべきことは？

売り手側である事業者が適格請求書発行事業者となるためには前述のとおり、適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して登録を受けることとなりますが、登録を受けられるのは課税事業者に限られます。これまで免税事業者であった事業者は「課税事業者選択届出書」も提出（経過措置として令和5年3月31日までは提出しなくても自動的に課税事業者となる。）して課税事業者にならなければなりません。免税事業者が課税事業者になるということは、消費税の確定申告義務が生じるということで、場合によっては消費税を納めなければならなくなることもあります。

買い手側である事業者は、適格請求書等保存方式の下では、原則、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となり、これらの帳票類を7年間保存する必要があります。

◎ 課税売上高が1千万円以下で、これまで免税事業者で消費税を支払わなくても良かったので、これからも1千万円を超えそうにない場合には、あえて、適格請求書発行事業者にならなくてもいいの？

インボイス制度導入による改正で最も問題となるのが、適格請求書を発行できない事業者からの仕入れは「仕入税額控除」できない、という点です。

これにより買い手側である、取引先は「適格請求書」を発行できる（仕入税額控除ができる）事業者を選定し直さなければなりません。

そこで、取引先から「適格請求書を出してほしい」という要望があった際に、当方は「免税事業者だから出せない」と回答することで、取引先から「じゃあ他の課税事業者に頼むからおたくとは取引しない」ということになることが想定されます。

したがって免税事業者の方が取引を続けたいのであれば「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に提出して課税事業者にならなければなりません。（経過措置として令和5年3月31日までは、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出することで、「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなくても自動的に課税事業者となる。）

◎ 登録申請を行うとどうなるの？

税務署長に登録申請書を提出すると税務署の審査を経て、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登録して登録を行い登録を受けた事業者には、公表した旨及び登録番号などの通知を行います。

また、適格請求書発行事業者の情報は、国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者サイト」（令和3年10月運用開始予定）において次の内容が公表されます。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 法人（人格のない社団を除きます）については、本店又は主たる事務所の所在地
- ③ 登録番号
- ④ 登録年月日
- ⑤ 登録取消年月日、登録失効年月日

上記のほか、個人事業者の場合には、主たる屋号、主たる事務所の所在地、また、人格のない社団等の場合には、本店又は主たる事務所の所在地を事業者からの公表の申し出があった場合に限り追加で公表が可能となります。

※ 詳細は、下記の国税庁ホームページを参照してください。

[「適格請求書等保存方式の概要ーインボイス制度の理解のためにー」](#)

[「消費税の仕入税額控除制度における適格請求等保存方式に関する Q&A」](#)